

会 費 納 入 規 程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、一般社団法人東京都調査業協会（以下「本協会」という。）定款第 7 条の規定に基づき、正会員及び賛助会員（以下「会員」という。）の納入すべき会費の額及び納入方法について定めるものとする。

(会費及び保証金)

第 2 条 正会員の会費は、月額で定めるものとし、その額は次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 正会員は、入会金 30,000 円及び保証金 15,000 円とする
- (2) 会費は月額 5,000 円とする
- (3) 保証金 15,000 円は、退会時に会費等の未集金を差し引いた額を返金する

2 賛助会員の会費は、年額で定めるものとし、次に掲げる額とする。

- (1) 個人 1 口金 30,000 円（1 口以上）
- (2) 法人又は団体 1 口金 50,000 円（1 口以上）

(納 入)

第 3 条 正会員の会費は、毎月末日までに、書面による請求に応じて、原則として本協会の指定する方法により期日までに本協会に入金するものとする。

2 1 ヶ月以上の会費未納により本協会の協会活動に支障をきたす場合には、正会員に会費支払の督促・請求の案内を出す事ができる。

3 賛助会員の会費は、本協会の指定する方法により入金するものとし入会時より 1 年間を会員資格とする。

賛助会員の会員資格を継続する場合は、本協会の指定する方法により期日までに本協会に入金するものとする。

(正会員の異動の報告)

第4条 正会員に異動があったときは、当該異動の日から一週間以内に、本協会に届け出なければならない。

2 賛助会員に関しても前項の規定を準用する。

(権利の停止等)

第5条 理事長は、この規程に定める会費の未納正会員に関し、次の処分を課すことができる。

1 1ヶ月滞納正会員に対する、社員総会出席権および議決権の停止並びに会員証の発行並びに交付品等の停止等

2 2ヶ月滞納正会員に対するHPリンク停止等

3 3ヶ月滞納正会員に対し、定款第8条3項(4)により会員資格を消失する

(効力)

第6条 本規程の効力は、施行日をもって発生し、類似の旧規則・規程等は本規程の効力発生日をもって失効する。

(細則)

第7条 この規程に定めるもののほか、会費の納入方法に関して必要な事項は、理事会の承認を得て理事長が定める。

附 則

1	平成30年 4月 1日 施行	平成30年 3月14日 理事会 承認
---	----------------	--------------------